

平成29年度林野庁委託事業

「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集（欧州地域等）
調査結果報告会

スウェーデン：デュー・ディリジェンスにおける確認 事項の体系的整理

Japan Forest Technology Association

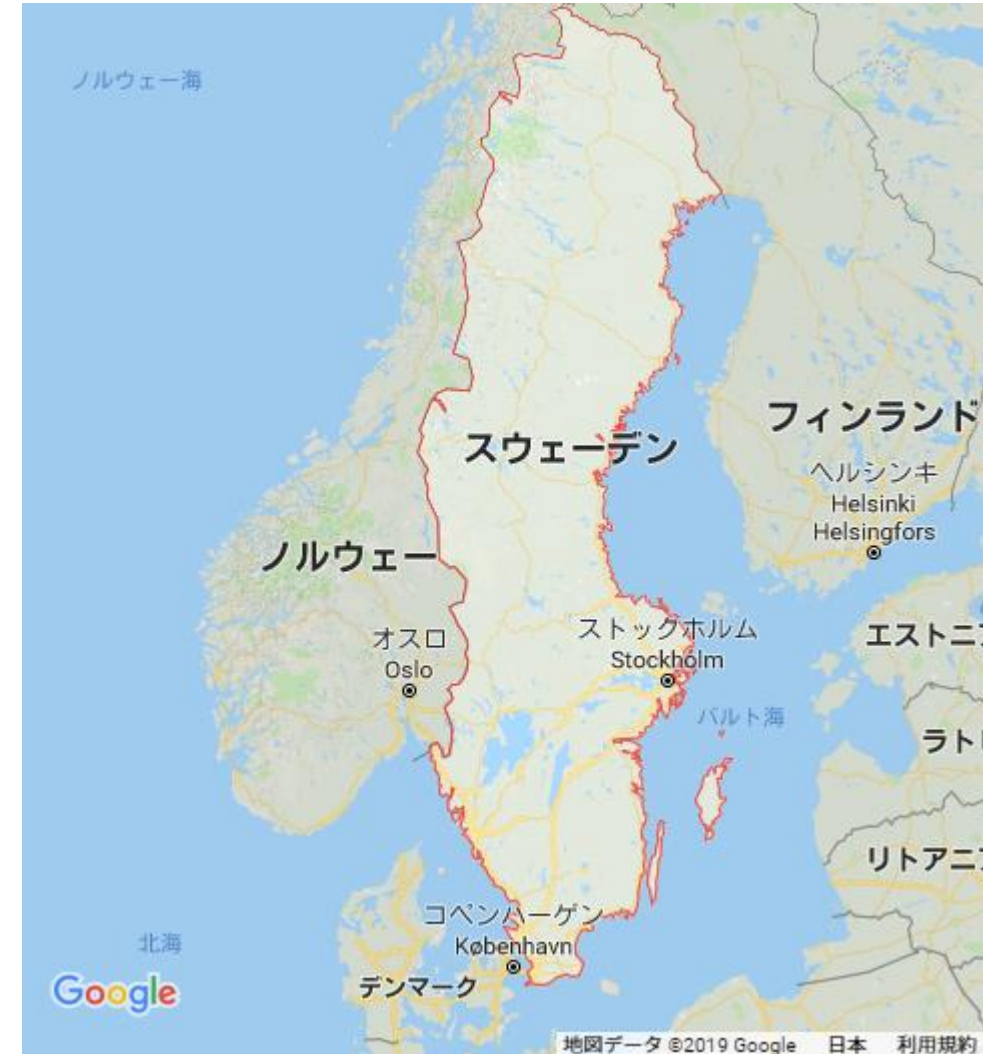


一般社団法人
日本森林技術協会



スウェーデンの森林に関する概要

- 国土の3分の2が森林（約2800万ha）
- そのうち約2200万haが生産的森林（haあたり年間1m³以上成長する森林）として木材生産対象
- 人工林面積は約1300万ha
- 生産的森林の半数が個人所有林。所有者1人あたりの平均所有規模は35.6haで他の欧州諸国と比較して大きい
- 所有者の組織・支援を森林組合が担い、特に南部を拠点とするSodraは製材工場やパルプ工場も所有する



出典:平成29年度 森林・林業白書

岡裕泰、石崎涼子編著『森林経営をめぐる組織イノベーションー諸外国の動きと日本ー』

スウェーデンの木材生産と輸出

- ▶ 伐採量は1980年以降ほぼ一貫して増大し、近年は年間約9000万m³を伐採
- ▶ 木材自給率（2005年）は139%、2009年における国内林産業の付加価値額は全製造業の11.7%、GDPの2.2%を占める林業国
- ▶ 2017年の林産物輸入量1120万トンのうち、主要な輸入先国はノルウェー（3割強）を筆頭に、EU加盟国が6割弱、ロシアが7%弱（主に原木・おが屑）を占める。
- ▶ 2017年の林産物輸出量は製材1315万m³、パルプ332万トン、紙・板紙999万トン
- ▶ 製材は世界3位、パルプは世界5位の輸出国（2016年）
- ▶ 日本の輸入先国（製材）としては第4位（カナダ、ロシア、フィンランドに次ぐ）で82万m³を輸入（2017年）。

出典：平成29年度 森林・林業白書

岡裕泰、石崎涼子編著『森林経営をめぐる組織イノベーションー諸外国の動きと日本ー』

FAOSTAT

61 製材の主な生産・輸出入国

(単位:千m³)

主な生産国	生産量	主な輸出国	輸出量	主な輸入国	輸入量
米 国	78,151	カ ナ ダ	33,171	中 国	31,494
中 国	77,161	ロ シ ア	26,348	米 国	29,798
カ ナ ダ	49,724	スウェーデン	13,015	韓 国	6,617
ロ シ ア	36,794	フィンランド	8,624	日 本	6,315
ド イ ツ	22,177	ド イ ツ	7,987	ド イ ツ	5,268
世界計	467,572	世界計	146,545	世界計	140,848

注1：2016年の数値。

2：枕木を含む。

3：生産量、輸出量、輸入量について、それぞれ上位5か国及び世界計を計上した。

4：中国はChina, mainlandの数値。

資料：FAO「FAOSTAT」（2018年3月1日現在有効なもの）

63 木質パルプの主な生産・輸出入国

(単位:千トン)

主な生産国	生産量	主な輸出国	輸出量	主な輸入国	輸入量
米 国	49,534	ブラジル	13,588	中 国	21,023
ブラジル	19,409	カ ナ ダ	9,910	米 国	5,613
カ ナ ダ	17,080	米 国	7,799	ド イ ツ	4,879
スウェーデン	11,569	チ ン	4,652	イ タ リ ア	3,418
フィンランド	10,920	スウェーデン	3,805	オ ラ ン ダ	2,360
世界計	179,502	世界計	63,780	世界計	62,766

注1：2016年の数値。

2：生産量、輸出量、輸入量について、それぞれ上位5か国及び世界計を計上した。

3：中国はChina, mainlandの数値。

資料：FAO「FAOSTAT」（2018年3月1日現在有効なもの）

➤ FM認証

- FSC 1,227万ha (2018年9月時点)
- PEFC 1,581万ha (2018年6月時点)
 - 重複面積 720万ha (2017年時点)
 - (FSC+PEFC認証面積) - 重複面積 = 2088万ha
 - 森林面積の約75%、生産的森林の約95%

➤ CoC認証

- FSC 357件 (2018年9月時点)
- PEFC 209件 (2018年6月時点)
 - 認証を受けた事業者は、FSC、PEFCそれぞれのホームページで検索可能。

デュー・ディリジェンスにおける確認事項

合法的な伐採権	<ul style="list-style-type: none">・土地所有権・コンセッション・ライセンス・森林計画・伐採計画・伐採許可
納税と使用料支払	<ul style="list-style-type: none">・ロイヤルティの支払と伐採手数料・付加価値税とその他売上・販売税・収入及び利益税
伐採施業	<ul style="list-style-type: none">・保護地域及び樹種・環境配慮事項・安全衛生・合法的な雇用
第三者の権利	<ul style="list-style-type: none">・慣習的な権利・FPIC(自由で事前の十分な情報に基づく同意)・先住民族の権利
貿易と輸送	<ul style="list-style-type: none">・樹種、量、品質の分類・貿易と輸送・外国間貿易と振替価格操作・税関規則・CITES(ワシントン条約)・デューディリジェンス／デューケア

※以降の情報はNEPCon, Timber Legality Risk Assessment Sweden(Ver.1.1 August 2017)
(<https://www.nepcon.org/sourcinghub/timber/timber-sweden>)に基づく

合法性確認に関する書類例（1/5）

合法的な伐採権

項目	関連書類
土地所有権	<ul style="list-style-type: none">不動産権利証書不動産登録簿における所有権の記録
コンセッション・ライセンス	<ul style="list-style-type: none">伐採権の契約書課税登録証明書(※1)
森林計画・伐採計画	該当無し
伐採許可	<ul style="list-style-type: none">木材収穫登録簿の記録(※2)収穫許可証(山岳上の森林、または特定の広葉樹が対象)

※1 木材の売却および伐採権の売却は事業として課税対象となる。そのため、営業税および売上税の登録が必要となる

※2 森林所有者は、伐採を行う予定の0.5ha以上の区域における伐採計画について6週間前にスウェーデン林野庁に報告する義務がある(「木材収穫通知」)

合法性確認に関する書類例 (2/5)

➤ 納税と使用料支払

項目	関連書類
ロイヤルティの支払と伐採手数料	該当無し
付加価値税とその他売上・販売税	<ul style="list-style-type: none">課税登録証明書(※)売上税についての納税申告書の写し特定の個人、会社またはその他の組織の登録に関するスウェーデン税務当局の公的記録情報
収入及び利益税	同上

※前項と同様

合法性確認に関する書類例 (3/5)

▶ 伐採施業

項目	関連書類
林業(木材伐採)規則	該当無し(※1)
保護地域及び樹種	保護地域における規制免除の認可(※2)
環境配慮事項	該当無し(※1)
安全衛生	<ul style="list-style-type: none">スウェーデン労働環境局の規制(AFS2012:1)に基づく各種書類<ul style="list-style-type: none">✓ チェーンソー利用の試験合格証明書✓ 化学物質リスク評価書✓ 労働者が曝される振動と騒音に関するリスク評価書✓ 従業員の労働安全指針および労働環境管理のための運営手順・責任者の情報 等
合法的な雇用	<ul style="list-style-type: none">雇用に関する納税申告書の写し雇用契約書労働許可証または永住許可証(外国人労働者の場合)

※1 スウェーデンでは森林所有者に対する詳細な施業義務が1993年の森林法改正により廃止され、非規制的な森林管理に転換された。ただし、環境配慮に関する一定の規制措置(主伐後の更新義務など)は盛り込まれている

※2 国立公園、自然保護区、生息地保護区、Natura-2000地域(EUの自然保護区ネットワーク)、および自然保全協定の対象地では、木材伐採許可が必要

合法性確認に関する書類例（4/5）

▶ 第3者の権利

項目	関連書類
慣習的な権利	当事者となるサミの村と協議済みであることを証明する書類 (※)
FPIC(自由で事前の十分な情報に基づく同意)	該当無し
先住民族の権利	当事者となるサミの村と協議済みであることを証明する書類 (※)

※ スウェーデンではサミ族が先住民族としての地位を持つ。サミの文化はトナカイの牧畜と密接に関連しており、伐採などの林業活動はトナカイ牧畜の利益と反しないよう考慮しなければならない。これらの規制については、スウェーデン林野庁が木材収穫通知の管理と許可申請に基づいて検討する。

また、1年を通してトナカイを放牧する可能性のある地域で大規模な伐採を行う場合、事前に関係するサミの村と協議をする義務がある。

合法性確認に関する書類例 (5/5)

▶ 貿易と輸送

項目	関連書類
樹種、量、品質の分類(※1)	BIOMETRIA(木材測定機関)の記録 <ul style="list-style-type: none">✓ スウェーデンのほとんどの供給木材はBIOMETRIAによって測定され、木材報告システム(VIOL)に登録される✓ 従来の3つの測定機関(VMF)と情報管理機関(SDC)が2019/1/1に合併
貿易と輸送	該当無し(スウェーデンへの輸入はEU木材法(EUTR)に準拠)
外国間貿易と振替価格操作(※2)	課税手続法(2011:1244)第39章16節に規定された振替価格操作に関する文書
税関規則	<ul style="list-style-type: none">• 税関申告• 検疫証明書(EU外の国からスウェーデンへ輸入する場合) ※通常の商業用木材のスウェーデンからの輸出許可は必要ない
CITES(ワシントン条約)	特定樹種の木材輸入許可(スウェーデンへ輸入する場合) ※スウェーデンで生産される樹種でCITESリストに記載されているものはない
デュー・ディリジェンス/ デュー・ケア	EUTRに基づきデュー・ディリジェンスシステムを実施するために必要な書類(木材収穫通知、木材の測定記録など)

※1 国内の輸送・取引において樹種・量を正式に分類することは法的に要求されていない。貿易を目的とした材については、スウェーデン農村地域省が権限機関となり木材計量法等により規定している

※2 スウェーデンを含むOECD加盟国は、すべての税務問題の要請に関する情報の完全な交換を規定した国際税務基準に従っている